

「新しい飼い主探しネットワーク事業」の利用について

保健所に収容中の犬・猫の譲り受けを希望する道民の方にご利用いただく事業です。

収容中の犬猫がない場合や、収容中の犬猫がご希望に添わない場合は、事前に登録をしていただき、その登録情報を引き取った犬・猫と照らし合わせて譲渡につなぎます。この事業による新しい飼い主さんには、地域の「模範的な飼い主さん」になっていただくため、登録する時に以下の譲渡の条件を求め、かつ、審査があります。

新しい飼い主の条件

- ・北海道内にお住まいで、道内で飼養管理ができる18歳以上の方。
- ・飼育スペースなど、適正に飼育できる環境がある方。
- ・毎日の食事、散歩、トイレの後始末など、きちんと世話をする意思がある方。
- ・最後まで飼い続ける意思がある方。
- ・家族全員が、飼育に賛成している方。
- ・猫については、室内で飼う方。

譲渡までの流れ

① 審査申込

「犬(猫)の譲り受け申込書・審査票」に必要事項を全て記入のうえ、提出(持参、郵送、FAX、メール)してください。

<申込先>	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局保健環境部環境生活課(平日、9時～17時) TEL:0154-43-9155 FAX:0154-41-2703 E-mail:kushiro.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
<必要書類>	・犬(猫)の譲り受け申込書・審査票 ・「ペット飼育可」を証明する書類(賃貸住宅の方のみ)

※過去に譲渡実績がある場合でも、再度審査が必要な場合がありますので御了承ください。

※譲渡後の不適切飼育を当課が探知している場合は、そのご家庭のお申し込みはお断りしています。

友人知人のお名前でお申し込みされることも、固くお断りいたします。

※犬猫の飼育にはお金がかかります。「申込書・審査票」の2ページ目に飼育費用の目安をまとめているので、ご自身が飼育可能かどうか、生活環境と照らし合わせて充分にご検討ください。

② 審査結果の連絡

申込内容および電話・面談での聞取内容をもとに審査を行い、審査結果をご連絡します。なお、審査過程については、その内容をお答えすることはできません。連絡が取れなかった場合は、順次、次の申込者にご案内しますので、予めご了承ください。

③ 動物との対面

譲渡前に、釧路保健所にて動物と対面していただきます。

④ お迎えの準備

対面を終え、なお譲渡を希望される場合は、飼養に必要なペット用品等を飼養場所に用意し、犬猫をお迎えする準備をしてください。

⑤ 誓約書提出、譲渡

なるべく対面から1週間以内に、リードや移動用ケージ、ダンボール箱、ガムテープ等を持参のうえ、釧路保健所までお迎えに来てください。この際、「動物(犬・猫)の飼養についての誓約書」を提出していただき、申込者の意思を最終確認いたします。

<譲渡場所>	〒085-0826 釧路市城山2丁目4-22 釧路総合振興局保健環境部保健行政室(釧路保健所) (平日、9時~17時)
<必要書類>	・動物(犬・猫)の飼養についての誓約書